

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴い、発生した廃棄物を各事業所において収集し各産業廃棄物の種類ごとに排出事業所の指定する処理場に搬入する。また、適正処理のため委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況の確認をする。

水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯／ガラス温度計）を取り扱うこととし必要な措置は次の通りです。

廃蛍光灯／ガラス温度計は、緩衝材、フレコンバッグなどを使用して破碎しないようにする。また他の廃棄物と混合しないよう区分する。廃蛍光灯は全体を総体として水銀使用製品産業廃棄物として取り扱う。

廃蛍光灯は（株）環境整備に搬入中間処理（破碎）する。ガラス温度計及び水銀含有ばいじん等は（株）環境整備に搬入積み替え保管後、野村興産（株）、イトムカ鋳業所で処理（再生／焙焼）・（焙焼）する。また、「水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収能力を有する処分業者への運搬を行う。」

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状		積み替え又は保管を行う 場合には積み替え又は保 管を行う場所の所在地	
1	動物系固形不要 物	4 t / 月	固形状		積み替え保管は 行わない	
2	動物の糞尿	5 t / 月	泥状 固形状		積み替え保管は 行わない	
3	鋳さい	0、5 t /	固形状		積み替え保管は	

		月			行わない	
4	ばいじん	0、2 t / 月	粒状		積み替え保管は行わない	
5	燃え殻	2、2 t / 月	粒状		積み替え保管は行わない	
6	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	5、5 / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
7	廃プラスチック類	4 m ³ / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
8	紙くず	5 m ³ / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
9	木くず	8 m ³ / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
10	繊維くず	2 m ³ / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
11	金属くず	2 m ³ / 月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	

12	がれき類	4 m ³ /月	固形状		二戸市福岡字長塚11番地1	
13	汚泥	4 m ³ /月	泥状		積み替え保管は行わない	
14	廃油	0、2t/月	液状		積み替え保管は行わない	
15	廃酸	2t/月	液状		積み替え保管は行わない	
16	廃アルカリ	0、2t/月	液状		積み替え保管は行わない	
17	動植物性残渣	4 m ³ /月	固形状		積み替え保管は行わない	
18	ゴムくず	0、2 m ³ /月	固形状		積み替え保管は行わない	
19	石綿含有産業廃棄物	0、2t/月	固形状		積み替え保管は行わない	

20	廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）	2 m ³ /月	固形状		積み替え保管は行わない	
21	ガラス温度計（水銀使用製品産業廃棄物）	1 m ³ /月	固形状		積み替え保管は行わない	
22	水銀含有ばいじん等	0.5 m ³ /月	粒状		積み替え保管は行わない	
備考 取扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本工業規格 A列4番)